

薬局の管理及び運営に関する事項

薬局開設許可証情報	許可番号 千保第1257号 有効期間 令和2年8月4日から令和8年8月3日 開設者 株式会社 古山薬局 所在地 千葉市中央区富士見2-25-1 Aブロック-3 許可証発行自治体 千葉市
薬局管理者	杉之尾 敏孔
勤務する薬剤師及び (担当業務)	薬剤師 ：杉之尾 敏孔、佐々原 春美、板橋 楓、吉池 京子、柏倉 佳世 (調剤、医薬品販売、情報提供、相談、在庫管理)
勤務する登録販売者 (担当業務)	登録販売者 ：三上 真由、高浪 由紀子、高山 せ津 (指定第2類・第2類・第3類医薬品販売、情報提供、相談、在庫管理)
取り扱う一般医薬品の 区分	要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品 (指定第2類医薬品を含む) 第3類医薬品販売、薬局製造販売医薬品
勤務者の区分	薬剤師 (薬剤師・氏名の名札、白衣着用) 登録販売者 (登録販売者・氏名の名札、薄い水色の白衣着用) その他の勤務者 (氏名の名札、白衣着用)
店舗の営業日および 営業時間	月曜日から日曜日 午前10時より午後8時
相談及び緊急連絡先	相談対応 TEL 043-215-7500 FAX043-215-7455 緊急連絡先 携帯 090-2622-6242

要指導医薬品及び一般医薬品の販売に関する制度に関する事項

1. 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の定義これらに関する定義並びにこれらに関する解説

要指導医薬品	次のイ・ロに掲げる医薬品 (動物用使用目的されるもの除く) で、その効能及び効果において人体に対する作用されることが目的であり、その適正な使用のため薬剤師の対面による情報提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要であり、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの。 イ. 製造販売の承認の申請に際し第14条第8項第1号に該当された医薬品 (スイッチ OTC) で、申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間 (3年) を経過しないもの。および同医薬品と有効成分、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められた医薬品で承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。 ロ. 第44条第1項に規定する毒薬および第2項に規定する劇薬
第1類医薬品	<ul style="list-style-type: none"> ・その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害を生ずるおそれがある医薬品であって、その使用に関し特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定。 ・新一般医薬品として承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。(一般医薬品としての使用経験が少ない等安全正上特に注意を要する成分を含むもの)

第2類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害を生ずるおそれがある医薬品であって厚生労働大臣が指定。 ※第1類医薬品を除く (まれに入院相当以上の健康障害が生じる可能性がある成分を含むもの)
指定第2類医薬品	第2類医薬品のうち、特別な注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するもの。
第3類医薬品	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品 (日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調・不調が起こるおそれがあるもの)

2. 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の表示に関する解説

要指導医薬品・第1類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品の文字を記載し枠で囲み表示、指定第2類医薬品については、2の文字を四角または丸枠でかこみ表示

3. 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の提供及び指導に関する解説

医薬品分類	情報提供	販売者からお客様への説明	お客様からの相談の対応	郵便等での販売
要指導医薬品	薬剤師	書面での情報提供(義務)	義務	不可
第1類医薬品				可
第2類医薬品	薬剤師または	努力義務		
第3類医薬品	登録販売者	法律上の規定なし		
薬局製造販売医薬品	薬剤師	書面での情報提供(義務)		

4. 要指導医薬品の陳列に関する解説

情報を提供するための設備から購入者が触れられない1.2m以内の陳列設備に陳列するなどの措置をとる。及び第1類医薬品に関しても同様とする。

5. 指定第2類医薬品の陳列等に関する解説

薬剤師または登録販売者の待機する場所、購入者に対して情報提供提供するための設備から7m以内の範囲に陳列。

購入者または譲り受けようとする場合は、指定第2類医薬品の禁忌を確認および使用について薬剤師または登録販売者に相談することを勧める。

6. 一般用医薬品の陳列に関する解説

医薬品のカテゴリーごとに指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品販売に別々に混在しないよう表示し陳列する

7. 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説

医薬品を適正に使用したにも副作用による健康被害や感染症にかかってしまったなど、健康被害が生じた場合に医療費等の給付を行い迅速な救済を図ることを目的とした制度があります。

相談窓口 独立行政法人 医療品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931 (月～金曜・9:00～17:00)

8. 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置

- ・お客様の個人情報（ご住所・お名前・電話番号等）は医療行為の安全で適正な使用目的以外には使用しない。
- ・第三者への提供、開示が無いよう情報の保護に努める。（ただし、法令に基づき行政機関等から情報提供の協力があった場合はこの限りではありません）

9. 特定販売を行う薬局製造販売医薬品（毒薬および劇薬であるものを除く）又は一般用医薬品の使用期限

当薬局で取扱う薬局製造販売医薬品および一般用医薬品は使用期限が最低でも90日以上のおものを販売いたします。

10. 薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の陳列の状況に示す写真



薬局の外観写真



一般医薬品の陳列写真

11. 薬剤師及び登録販売者の勤務状況

- ・薬剤師：杉之尾敏孔(常勤)水曜日・木曜日・土曜日の10:00~16:00
- ・薬剤師：佐々原晴美(非常勤)月曜日・金曜日の10:00~16:00
- ・薬剤師：板橋楓(非常勤)月曜日・水曜日・木曜日の10:00~16:00
- ・薬剤師：吉池京子(非常勤)火曜日・金曜日の10:00~16:00
- ・薬剤師：柏倉佳世(非常勤)火曜日・日曜日の10:00~16:00
- ・登録販売者：三上真由(常勤)月曜日・水曜日・日曜日の10:00~16:00<指定2類、2類、3類>
- ・登録販売者：高浪由紀子(常勤)火曜日・木曜日・土曜日の10:00~16:00<指定2類、2類、3類>
- ・登録販売者：高山せ津(非常勤)月曜日・木曜日・金曜日の10:00~16:00<指定2類、2類、3類>

12. 苦情相談窓口

フルヤマ薬局千葉シーワン店：TEL 043-215-7500/FAX043-215-7455(営業時間 10:00~20:00)
千葉市保健所総務課薬務班：TEL 043-238-9967(開庁時間 8:30~17:30 土日祝、年末年始除く)